第

1517

믉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 3月 14日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 建築中の家屋と固定資産税

 ②:昨年の11月から工事に入っていた自 宅の新築工事が、今年の1月に終わりました。 ところで、今年、家屋に対する固定資産税 は課税されるのでしょうか。

A:1月1日に建築工事中であれば、その 年の固定資産税は課税されません。

## 【解説】

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日) 現在の所有者に課税されます。

ところで、固定資産税における家屋に該当するかどうかは、1月1日における個々の建物の現況に応じて判定しなければなりません。建築中のもので、屋根を葺き上げた程度のものは家屋とは見られませんが、柱を建て、屋根を葺き、かつ、外壁を塗り終わって、雨風をしのげる状態であれば家屋として取り扱われることになります。

しかし、建築中のものについては、その判定が難しい場合もあり、一般的には、建築工事完成を待って評価、課税するというような対応がとられているようです。

したがって、建物の用途にかかわらず、1 月1日にその建物が建築工事中であり、かつ 表示登記もなされていない場合、その建物に ついてのその年度の固定資産税は課税されま せん。新築された月に応じた月割課税もあり ません。









KIMIYO. I